

## 議案第 27 号

### 久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年久喜市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第26条の2第1号及び第2号」を「第17条第2号及び第26条の2第1号」に、「第1条第9号」を「第14条第3号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 29 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。